

特別支援学校 高等部 総則

1 改定の基本方針

(1) 育成を目指す資質・能力の明確化

- ① 「生きる力」を育む各校の特色ある教育活動の展開と「社会に開かれた教育課程」の重視
- ② 「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の育成
- ③ 自立活動の内容等の充実
- ④ 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育課程との連続性の重視「学びの連続性」
・高等部の各段階に目標設定
- ⑤ 前文を設け、新高等部学習指導要領を定めるに当たっての考え方の明確化

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ① 「何ができるようになるか」の明確化
・資質・能力の三つの柱「知識及び技能」「思考力、表現力、判断力」「学びに向かう力、人間性」
- ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
・これまでの学校教育の蓄積を生かしながら指導改善
・生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力の育成
・我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点を規定
・学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上
・各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方「見方・考え方」
〈留意点〉
ア 「3つの学び」の視点での授業改善
イ 学習活動の質の向上
ウ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中で実現を図る
エ 「見方・考え方」を働かせること
オ 基礎基本の確実な習得

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ① 組織的かつ計画的に教育活動の質を向上…適切な年間指導計画等の作成
- ② 各教科等の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、指導時数を適切に定める。
※各教科等を履修することが前提
- ③ 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげる工夫

(4) 幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視

- ① 学びの連続性を重視した対応（多様な学びの場を踏まえた対応）
- ② 発達障害を含む多様な障害に応じた自立活動の指導を充実
- ③ 自立と社会参加に向けた教育の充実

2 改訂の要点

(1) 学校教育法施行規則改正の要点

- ① 「総合的な探究の時間」に改め、探究の過程を重視（2019年度入学生から）
- ② 「特別の教科 道徳」（2020年度入学生から）
- ③ 2022年度入学生から年次進行で実施（特例を除く）

(2) 高等部学習指導要領の改訂の要点

- ① 社会で広く共有されるように新たに前文を設けた
ア 持続可能な社会の作り手
イ 「社会に開かれた教育課程」の実現
ウ 創意工夫に基づく教育活動の充実
- ② 資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育改善
- ③ カリキュラム・マネジメントの充実
- ④ 生徒の調和的な発達の支援、家庭や地域との連携・共同

(3) 特別の教科 道徳

- ① 「特別の教科 道徳」に改める。2020年4月1日から年次進行
- ② 家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る

(4) 自立活動

- ① 「1 健康の保持」に(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」を追加
- ② 「4 環境の把握」は以下2点変更
 - (2) 感覚の認知の特性についての理解と対応に関すること
 - (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること

3 教育内容等の主な改善事項

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）と同様の改定
「共通性の確保」「多様性への対応」を軸
- ② 障害特性等に応じた指導上の配慮を充実

(2) 視覚障害者及び聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 専門教科について、関連する制度改正等を踏まえた内容を充実

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 各教科の目標・内容を育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理
 - ア 各段階に目標設定と内容の充実
 - イ 特に必要がある場合、小・中・高等学校の学習指導要領の各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができる
 - ウ 小・中学部との系統性の観点から「特別の教科 道徳」に改訂

(4) 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」

生徒の学びの連続性を確保するため、基本的な考え方を規定

4 自立と社会参加にむけた教育の充実

- (1) 卒業後の視点を大切にされたカリキュラム・マネジメントの計画的・組織的实施
- (2) 家庭や地域、関係機関等との連携を図りながらの「キャリア教育」の充実
- (3) 生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮
- (4) 障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活する態度を育む

5 特例等

(1) 平成31年4月からの特例

- ① 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ア 「総則」「特別活動」「自立活動」は新高等部学習指導要領による。
 - イ 「総合的な学習の時間」は「総合的な探究の時間」に改め、平成31年度入学生より新高等部学習指導要領による。
 - ウ 各教科・各科目の目標と内容は現行高等部学習指導要領の規定に準ずる。
 - エ 各教科の科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては新高等部学習指導要領による。
- ② 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ・ 保健医療、理療、理学療法は全部又は一部について新学習指導要領による。一部省令に示す科目を追加。
- ③ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ・ 印刷、理容・美容・クリーニングについて新学習指導要領による。一部省令に示す科目を追加。
 - ・ 歯科技工は新学習指導要領による。一部省令に示す科目を追加。
- ④ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ・ 各学科に共通する各科目と専門学科において開設される各教科は全部又は一部について新学習指導要領による。

(2) 令和2年4月からの特例

- ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ・ 理学療法については新学習指導要領による
- ② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - ・ 「道徳」改め「特別の教科 道徳」とし、新高等部学習指導要領による。（令和2年度入学生より）